



# 山形県公報

平成21年4月17日(金)  
第2035号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(行政改革課) ……519
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……520
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……521
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……522
- 土地改良区連合の定款変更の認可……………( 同 ) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森 林 課) ……同
- 同……………( 同 ) ……523
- 同……………( 同 ) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……524
- 県証紙売りさばき所の変更……………(出 納 局) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁地域支援課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(情報企画課) ……525
- 同……………( 同 ) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業経済交流課) ……同
- 同……………( 同 ) ……526

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第433号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成22年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 平成21年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 高 橋 一 夫  
住所 山形市六日町6番37号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

**山形県告示第434号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------------|---------------------|------------|
| 医 療 法 人 社 団 板 垣 ク リ ニ ッ ク | 山形市成沢西四丁目4番5号       | 平成21. 3. 1 |
| ア イ ン 薬 局 天 童 店           | 天童市鎌田一丁目3街区1        | 同 4. 1     |
| お り い 歯 科                 | 酒田市東両羽町121番地の1      | 同          |

**山形県告示第435号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称  | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|--------------------|---------------------|-------------|
| 板 垣 ク リ ニ ッ ク      | 山形市成沢西四丁目4番5号       | 平成21. 2. 28 |
| 折 居 歯 科 医 院        | 酒田市中町三丁目1番10号       | 同 3. 31     |
| み どり 調 剤 薬 局 米 沢 店 | 米沢市金池二丁目2番8号        | 同           |

**山形県告示第436号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類 | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|-------------------|--------------------------|---------------------|-------------|
| デイサービスセンターキャット藤島  | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護      | 鶴岡市藤島字笹花48番12号      | 平成21. 3. 10 |
| 株式会社はな 訪問介護事業所    | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護      | 東置賜郡高畠町大字深沼1817番地の1 | 同 4. 1      |
| 共生ホーム「よつばの里」      | 小規模多機能型居<br>宅介護          | 鶴岡市本町三丁目1番11号       | 同           |
| ケアセンターゆとり         | 介護予防訪問介護                 | 尾花沢市上町五丁目5番35号      | 同           |

|           |                              |                |   |
|-----------|------------------------------|----------------|---|
| お り い 歯 科 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 酒田市東両羽町121番地の1 | 同 |
|-----------|------------------------------|----------------|---|

## 山形県告示第437号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成21年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域                                           | 調 査 期 間                                     |
|-----------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 山 形 市     | 大字船町、大字中野、大字片谷地、蔵王成沢、南松原一丁目、南松原二丁目、大字松原及び大字黒沢の各一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成22年3月31日まで |
| 鶴 岡 市     | 添川及び越沢の各一部                                        | 同                                           |
| 酒 田 市     | 北俣、山谷及び山谷新田の各一部                                   | 同                                           |
| 東 根 市     | 大字長瀨の一部                                           | 同                                           |
| 尾 花 沢 市   | 大字鶴子の一部                                           | 同                                           |
| 南 陽 市     | 坂井、萩生田、法師柳、長瀨及び西落合の各一部                            | 同                                           |
| 大 江 町     | 大字黒森、大字小柳及び大字柳川の各一部                               | 同                                           |
| 大 石 田 町   | 大字横山の一部                                           | 同                                           |
| 最 上 町     | 大字富沢の一部                                           | 同                                           |
| 川 西 町     | 大字小松の一部                                           | 同                                           |
| 白 鷹 町     | 大字中山の一部                                           | 同                                           |

## 山形県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所         |
|----------|-------|-------------|
| 監 事      | 高 橋 進 | 酒田市浜中乙108番地 |

|   |      |   |           |
|---|------|---|-----------|
| 同 | 佐藤 功 | 同 | 広岡新田484番地 |
|---|------|---|-----------|

**山形県告示第439号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年4月17日

山形県知事 吉村 美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所          |
|----------|------|-------------|
| 監事       | 高橋 進 | 酒田市浜中乙108番地 |
| 同        | 佐藤 功 | 同 広岡新田484番地 |

**山形県告示第440号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、土地改良区連合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月17日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 土地改良区連合の名称  
最上川下流右岸土地改良区連合
- 2 事務所の所在地  
酒田市砂越字小形111番地
- 3 認可年月日  
平成21年4月1日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第441号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月17日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上山市狸森字丸シタ962、962-1から962-3まで、963-1から963-3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、963-4、963-5、964-1、964-4、964-5、965-1から965-3まで、966、967、967-1・979（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、984、984-1、1978、1978-1（次に図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び上山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 保安林予定森林の所在場所

長井市森字鑑沢1813-6、1813-10から1813-12まで、1813-13・1813-17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字飴ヶ沢1216-乙、1217、1217-乙、1218-1、1218-2、1219、1220-1、1221、五十川字飴ヶ沢4948、4949-1、4949-2、4950-1、4950-2、4951

##### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 保安林予定森林の所在場所

北村山郡大石田町大字川前字陣ヶ森908

##### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第444号

次の開発行為は、完了した。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 許可番号

平成20年11月13日 指令村総建第5029号

2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市中央工業団地176、176-2、176-3、176-4、176-5、176-6、176-7、176-8、187-7

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市土地開発公社

山形県告示第445号

次の開発行為は、完了した。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成20年10月9日 指令置総建第66号

2 開発区域に含まれる地域の名称

長井市小出字館西3846番1、3847番1、3848番1、3849番1、3838番、3885番の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

長井市台町13番13号

鈴木 庄一

山形県告示第446号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名            | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |                  | 承 認<br>年 月 日 |
|---------------------------------|---------------------|------------------|--------------|
|                                 | 変 更 前               | 変 更 後            |              |
| 山形県軽自動車商業協同<br>組合<br>代表理事 小関 眞一 | 山形市立谷川二丁目449番地7     | 山形市立谷川三丁目3553番地2 | 平成21. 4. 7   |

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成21年3月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 かたばみの会

(2) 代表者の氏名

菅原 猛

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市苗津町2番46号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者及び家族が、地域で安心して暮らすことが出来るように、障害者自立支援法に基づく事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
汎用機による情報処理業務委託 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁システム調整担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 136,080,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課給与システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 77,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年8月17日まで縦覧に供する。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン嶋第1ブロック  
山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地60街区及び61街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高善興  
株式会社高崎戸田書店 群馬県高崎市下小島町421番地  
代表取締役 古川泰明  
大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
代表取締役 梶本六夫

### 3 変更する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 760台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)  
(変更後) 546台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 143台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)  
(変更後) 186台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)

### 4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 平成21年11月17日
- (2) 3の(2)に掲げる事項 平成21年3月19日

### 5 届出年月日

平成21年3月16日

### 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年8月17日まで縦覧に供する。

平成21年4月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン嶋第2ブロック  
山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地59街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイニューエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉俊一
- 3 変更する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 760台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)  
(変更後) 546台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 172台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)  
(変更後) 17台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)
- 4 変更年月日  
平成21年11月17日
- 5 届出年月日  
平成21年3月16日
- 6 その他



この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤 | 正 |
|-------------|------------|-----|-------|---|---|
| 平成21. 3. 31 | 第2030号     | 445 | 下から16 |   |   |

誤

2 修了又は履修した免許状更新講習

| 事項                           | 開設者 | 時間 | 修了（履修）年月日 |
|------------------------------|-----|----|-----------|
| 教育の最新事情に関する事項                |     |    | 年 月 日     |
| 教科指導・生徒指導その他教育の充実に<br>に関する事項 |     |    | 年 月 日     |
|                              |     |    | 年 月 日     |
|                              |     |    | 年 月 日     |

正

2 修了又は履修した免許状更新講習

| 事項                           | 開設者 | 時間 | 修了（履修）年月日 | 対象免許種 |
|------------------------------|-----|----|-----------|-------|
| 教育の最新事情に関する事項                |     |    | 年 月 日     |       |
| 教科指導・生徒指導その他教育の充実に<br>に関する事項 |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |
|                              |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |
|                              |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |

同 同 446 下から13

誤

2 修了又は履修した免許状更新講習

| 事項                           | 開設者 | 時間 | 修了（履修）年月日 | 対象免許種 |
|------------------------------|-----|----|-----------|-------|
| 教育の最新事情に関する事項                |     |    | 年 月 日     |       |
| 教科指導・生徒指導その他教育の充実に<br>に関する事項 |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |
|                              |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |
|                              |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |

正

2 修了又は履修した免許状更新講習

| 事項                          | 開設者 | 時間 | 修了（履修）年月日 |
|-----------------------------|-----|----|-----------|
| 教育の最新事情に関する事項               |     |    | 年 月 日     |
| 教科指導・生徒指導その他教育の充実に<br>関する事項 |     |    | 年 月 日     |
|                             |     |    | 年 月 日     |
|                             |     |    | 年 月 日     |